

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇三三五 (略)</p> <p>三三六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イスト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、<u>欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー</u></p> <p>リ (略)</p> <p>三三七〇八十二 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇三三五 (略)</p> <p>三三六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イスト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、<u>欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー</u></p> <p>リ (略)</p> <p>三三七〇八十二 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において</p>

常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行の自己資本比率基準(以下「国際統一基準」という。)のうち法第十四条の二第二号に定める基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)であつて、銀行及びその子会社等(同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

第二条の二 国際統一基準のうち連結自己資本比率(銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十号)第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。)(である銀行(銀行の連結子法人等である銀行を除く。))又は外国に所在する親法人等(令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。))に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行(第十四条の二第一項において「規制外国法人の連結子法人等」という。))の連結自己資本比率を除く。)であつて、銀行及びその子会社等の適当な自己資本の

常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行の自己資本比率基準(以下「国際統一基準」という。)のうち法第十四条の二第二号に定める基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

(新設)

充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファ―比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファ―比率以上とする。

資本バッファ―に係る普通株式等Tier1資本
の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オープン・ポジションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2 | 前項の「最低連結資本バッファ―比率」とは、資本保全バッファ―比率及びカウンター・シクリカル・バッファ―比率を合計したものをいう。

3 | 前項の「資本保全バッファ―比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4 | 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ―比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 第一項の「最低連結資本バッファ比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一 銀行及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等である場合 金融庁長官が別に定める比率

二 銀行及びその子会社等が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等である場合 金融庁長官が別に定める比率

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二條の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。） 次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ・ロ（略）

ハ 直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ・ロ（略）

ハ 直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（その他Tier1資本の額）

第六条（略）

2（略）

3 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。） 次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ・ロ（略）

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ・ロ（略）

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（その他Tier1資本の額）

第六条（略）

2（略）

3 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

一 (略)

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三・四 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十五 (略)

一 (略)

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三・四 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十五 (略)

5 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十 (略)

5 (略)

5 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十 (略)

5 (略)

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ 第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額(これらの規定の適用がある場合に限る。)

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあって

(新設)

ては、零とする。）

イ Tier 2資本の額（第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。）

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び第七条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 （略）

三 第七条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 （略）

三 前条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲

<p>掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。</p> <p>イ・ロ（略）</p>
<p>2・3（略）</p> <p>4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び第七条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>2・3（略）</p> <p>4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>三 第七条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。</p>	<p>三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。</p>
<p>5（略）</p> <p>6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>5（略）</p> <p>6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。</p>	<p>三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。</p>
<p>7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>

一・二 (略)

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結

一・二 (略)

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を

の範囲に含める方法をいう。次項及び第三十二条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十條第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一・二 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十條 第二條各号及び第二條の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八條第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第五十二條第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二條各号及び第二條の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ト (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第二條各号及び第二條の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等に

いう。次項及び第三十二条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十條第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一・二 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十條 第二條各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八條第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第五十二條第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二條各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ト (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第二條各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規

における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3
(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3
(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法

に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）であつて、銀行の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

第十四条の二 国際統一基準のうち単体自己資本比率（第二条の規定に基づき連結自己資本比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子

を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

(新設)

法人等の単体自己資本比率を除く。)であつて、銀行の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、単体資本バッファー比率(次の算式により得られる比率をいう。)について、最低単体資本バッファー比率以上とする。

資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オパ・レーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2| 前項の「最低単体資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

3| 前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4| 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によつて生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率(小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

一 零パーセント(金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率)に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係

るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5

第一項の「最低単体資本バツプラー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一 銀行が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行である場合 金融庁長官が別に定める比率

二 銀行が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行である場合 金融庁長官が別に定める比率

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ （略）

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要

件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低
所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十五 (略)

5 (略)

(Tier2資本の額)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体
自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十五 (略)

5 (略)

(Tier2資本の額)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十 (略)

5 (略)

(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ 第二十四条第一項から第三項までの規定により加算される額

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十 (略)

5 (略)

(新設)

(これらの規定の適用がある場合に限る。)

二| リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額から
その他Tier1資本の額(第十四条第二号の算式におけるそ
他Tier1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除し
た額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三| リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に
掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつ
ては、零とする。)

イ| Tier2資本の額(第十四条第三号の算式におけるTie
r2資本の額をいう。)

ロ| その他Tier1資本の額からリスク・アセットの額に一・
五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回
る場合にあつては、零とする。)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び第十九
条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額
とする。

一・二 (略)

三| 第十九条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手
段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段
に該当するものの額とする。

2 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び前条第
二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とす
る。

一・二 (略)

三| 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の
額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該
当するものの額とする。

2 (略)

<p>3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。</p> <p>4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出したとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段</p>	<p>3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。</p> <p>4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出したとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう</p>
---	---

のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6～11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第五十二条第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
イ～ト (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6～11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第五十二条第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
イ～ト (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十三条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十三条 第十四条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗

じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始

じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いてい

した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十九条 (略)

258 (略)

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる

た手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十九条 (略)

258 (略)

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる

額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一・二 (略)

三 銀行が協定(預金保険機構との間で締結された、預金保険法附則第七条第一項に規定する協定若しくは同法附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第三十五条第一項に規定する協定又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号)第十条第一項に規定する協定をいう。第四十一条第八項第三号において同じ。)の定めにより保有することとなった資本調達手段

10
12 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第四十一条 (略)

2
7 (略)

8 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から

額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一・二 (略)

(新設)

10
12 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第四十一条 (略)

2
7 (略)

8 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から

除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一・二 (略)

三 協定の定めにより保有することとなった資本調達手段

9～11 (略)

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第五十七条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四～七 (略)

除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一・二 (略)

(新設)

9～11 (略)

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第五十七条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四～七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、

国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

2
二 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、

国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

2
二 (略)

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー</p> <p>リ (略)</p> <p>三十七～八十二 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー</p> <p>リ (略)</p> <p>三十七～八十二 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であ</p>

つて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)であつて、銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等という。次条において同じ。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一〇三 (略)

第二条の二 連結自己資本比率であつて、銀行持株会社及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファ比率(次の算式により得られる比率をいう。)について、最低連結資本バッファ比率以上とする。

資本バッファ率に係る普通株式等Tier1資

本の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相

当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショ

ナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2 | 前項の「最低連結資本バッファ率」とは、資本保全バッファ率及びカウンター・シクリカル・バッファ率を合計し

つて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一〇三 (略)

(新設)

たものをいう。

3| 前項の「資本保全バッファ比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4| 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一| 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二| 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5| 第一項の「最低連結資本バッファ比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一| 銀行持株会社及びその子会社等が金融安定理事会による合意

を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、
金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等であ
る場合 金融庁長官が別に定める比率

二 銀行持株会社及びその子会社等が我が国の金融システムにお
けるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が
別に指定する銀行持株会社及びその子会社等である場合 金融
庁長官が別に定める比率

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場
合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・
リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マ
ーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないこと
ができる。

一・二 (略)

三 直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項
の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していない
こと。

(その他Tier1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場
合には、第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八
パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係
る額」という。)を算入しないことができる。

一・二 (略)

三 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・リ
スク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四（略）

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ（略）

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)（略）

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十五（略）

5（略）

(Tier 2資本の額)

第七条（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げ

掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四（略）

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ（略）

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)（略）

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十五（略）

5（略）

(Tier 2資本の額)

第七条（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる

る要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四（略）

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ（略）

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)（略）

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十（略）

5（略）

（資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額）

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier 1資本の額（第二条第一号の算式におけ

要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四（略）

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ（略）

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)（略）

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十（略）

5（略）

（新設）

- る普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額
(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算
入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この
条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パー
セントを乗じて得た額を控除した額
- イ 信用リスク・アセットの額の合計額
- ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し
て得た額
- ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント
で除して得た額
- ニ 第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額
(これらの規定の適用がある場合に限る。)
- ニ リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額か
らその他Tier1資本の額(第二条第二号の算式におけるそ
の他Tier1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控
除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)
- 三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次
に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合に
あつては、零とする。)
- イ Tier2資本の額(第二条第三号の算式におけるTie
r2資本の額をいう。)
- ロ その他Tier1資本の額からリスク・アセットの額に一
・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を

下回る場合にあっては、零とする。)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び第七条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二(略)

三 第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び銀行告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(銀行告示第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をい

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二(略)

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び銀行告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(銀行告示第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、

う。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び第七条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係る

第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier

Tier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含む方法）をいう。次項及び第二十一条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資に

r 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含む方法）をいう。次項及び第二十一条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本

については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一〇四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号及び第二條の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六條第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第三百三十條第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二條の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イスト (略)

二 第二条各号及び第二條の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一〇四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六條第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第三百三十條第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イスト (略)

二 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（銀行持株会社の子会社における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（銀行持株会社の子会社における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条

乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第

第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額

二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第三十五条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期

から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第三十五条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボ

間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

（表 略）

（注） 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 （略）

2 （略）

ラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

（表 略）

（注） 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 （略）

2 （略）

三 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー</p> <p>リ (略)</p> <p>三十六～八十一 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第十九条 海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）であつて、信用金庫連合会及</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー</p> <p>リ (略)</p> <p>三十六～八十一 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第十九条 海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本比率基準（第三十一条において「国際統一基準」という。）のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号</p>

びその子会社等（同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

第十九条の二 国際統一基準のうち連結自己資本比率であつて、信用金庫連合会及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファ比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファ比率以上とする。

資本バッファに係る普通出資等Tier1資本
の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額

2 | 前項の「最低連結資本バッファ比率」とは、資本保全バッファ比率及びカウンター・シクリカル・バッファ比率を合計したものをいう。

3 | 前項の「資本保全バッファ比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4 | 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金

に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

（新設）

融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によつて生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 | 第一項の「最低連結資本バッファ率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一 信用金庫連合会及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会及びその子会社等である場合 金融庁長官が別に定める比率

二 信用金庫連合会及びその子会社等が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別

に指定する信用金庫連合会及びその子会社等である場合 金融庁
長官が別に定める比率

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七条第二項第二号において「規則」という。)第百七条第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七条第二項第二号において「規則」という。)第百七条第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

ないこと。

(その他Tier1資本の額)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十五 (略)

5 (略)

(その他Tier1資本の額)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十五 (略)

5 (略)

(Tier 2資本の額)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十 (略)

5 (略)

(資本バッファに係る普通出資等Tier 1資本の額)

(Tier 2資本の額)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十 (略)

5 (略)

第二十四条の二 第十九条の二第一項の算式において、資本バッファ

一に係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額（第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第二十一条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二 第三十条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier1資本の額（第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（新設）

イ Tier 2資本の額（第十九条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。）

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第二十五条 第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第四号及び第二十四条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 （略）

三 第二十四条第一項第四号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目額及び第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額（第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第二十五条 第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 （略）

三 前条第一項第四号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目額及び第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額（第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三

る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第二十二條第一項第三号及び第二十三條第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ（略）

2・3（略）

4 第二十二條第二項第二号、第二十三條第二項第一号及び第二十四條第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 第二十四條第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5（略）

6 第二十二條第二項第三号、第二十三條第二項第二号及び第二十四條第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 第二十四條第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第二十二條第一項第三号及び第二十三條第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ（略）

2・3（略）

4 第二十二條第二項第二号、第二十三條第二項第一号及び前條第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 前條第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5（略）

6 第二十二條第二項第三号、第二十三條第二項第二号及び前條第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 前條第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号及び第二十四條第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第二十四條第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第二十三條第二項第四号及び第二十四條第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 第二十四條第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第二十六條 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二十二條第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第十九條各号及び第十九條の二

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第二十三條第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第二十六條 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二十二條第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第十九條各号の算式において当

第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一〇四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第五十条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ト (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び

該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一〇四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 第十九条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第五十条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ト (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特

連結子法人等における特定取引等（規則第七十二条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該信用金庫連合会及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3
(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十八条 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要す

定取引等（規則第七十二条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該信用金庫連合会及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3
(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十八条 第十九条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

る。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十九条 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するもの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十九条 第十九条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するもの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十九条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調

「整額」という。)を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とす

「整額」という。)を第十九条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出し

る計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第三十一条 国際統一基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）であつて、信用金庫連合会の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

第三十一条の二 国際統一基準のうち単体自己資本比率（第十九条の規定に基づき連結自己資本比率を算出している信用金庫連合会の単体自己資本比率を除く。）であつて、信用金庫連合会の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、単体資本バツファ―比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低単体資本バツファ―比率以上とする。

た額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第三十一条 国際統一基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

(新設)

資本バッファに係る普通出資等Tier1資本

の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2 | 前項の「最低単体資本バッファ比率」とは、資本保全バッファ比率及びカウンター・シクリカル・バッファ比率を合計したものをいう。

3 | 前項の「資本保全バッファ比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4 | 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で

除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5| 第一項の「最低単体資本バツファ―比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

- 一 信用金庫連合会が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会である場合 金融庁長官が別に定める比率
- 二 信用金庫連合会が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会である場合 金融庁長官が別に定める比率

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第三十三条 次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

- 一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ （略）

- ハ 直近の算出基準日において第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第三十三条 次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

- 一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ （略）

- ハ 直近の算出基準日において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

ていないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低
所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十五 (略)

5 (略)

(Tier2資本の額)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体
自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十五 (略)

5 (略)

(Tier2資本の額)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十 (略)

5 (略)

(資本バツプファーに係る普通出資等Tier1資本の額)

第三十六条の二 第三十一条の二第一項の算式において、資本バツプファーに係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額(第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第三十三条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ 第四十一条第一項から第三項までの規定により加算される額(これらの規定の適用がある場合に限る。)

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額から

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十 (略)

5 (略)

(新設)

その他Tier 1資本の額(第三十一条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。)

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

(調整項目の額の算出方法)

第三十七条 第三十四条第二項第二号、第三十五条第二項第一号及び第三十六条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第三十六条第二項第一号に掲げる自己保有Tier 2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

2 (略)

3 第三十四条第二項第三号、第三十五条第二項第二号及び第三十六条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額

その他Tier 1資本の額(第三十一条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。)

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

(調整項目の額の算出方法)

第三十七条 第三十四条第二項第二号、第三十五条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier 2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

2 (略)

3 第三十四条第二項第三号、第三十五条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする

とする。

一・二 (略)

三 第三十六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号及び第三十六条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第三十六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第三十五条第二項第四号及び第三十六条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 第三十六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6～11 (略)

一・二 (略)

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第三十五条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6～11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第五十条第二号に定めるものをいう。

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
イ イト (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該信用金庫連合会における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 第三十一条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第五十条第二号に定めるものをいう。

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
イ イト (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該信用金庫連合会における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十九条 第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二（略）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第四十条 第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて

第三十九条 第三十一条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二（略）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第四十条 第三十一条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて

得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えない。なければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えない。なければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えない。ならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の

得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第三十一条各号の算式の分母に加えない。なければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条各号の算式の分母に加えない。ならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条各号の算式の分母に加えない。ならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に

使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第五十一条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクス

用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第五十一条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセント

ポージャーのリスク・ウエイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティー若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウエイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、

とする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウエイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、

次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）及び我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）及び我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

四 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、<u>欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクスポージャー</u></p> <p>リ (略)</p> <p>三十六～七十八 (略)</p> <p>(国際決済銀行等向けエクスポージャー)</p> <p>第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、<u>欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクスポージャー</u>のリスク・ウェイトは、<u>零パーセントとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、<u>欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー</u></p> <p>リ (略)</p> <p>三十六～七十八 (略)</p> <p>(国際決済銀行等向けエクスポージャー)</p> <p>第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、<u>欧州中央銀行及び欧州共同体向け</u>のエクスポージャーのリスク・ウェイトは、<u>零パーセントとする。</u></p>

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

<p style="text-align: right;">(表 略)</p> <p>(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ及び零パーセントのリスク・ウエイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。</p> <p style="text-align: right;">二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(表 略)</p> <p>(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウエイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。</p> <p style="text-align: right;">二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---